平成２１年（フ）第２９９号
青森県八戸市青葉２丁目３番11号
債務者　谷川ゆみ子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３０１号
青森県八戸市大字売市字小待49番地３　シャトーユ102、前住所青森県三戸郡南部町大字沖田面字沖中59番地　シティナンブＧ号
債務者　長利　靖子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３０３号
青森県八戸市江陽４丁目10番８号、前住所青森県八戸市江陽４丁目７番61号
債務者　漆戸ヤイ子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３０６号
青森県八戸市大字湊町字穴畑６番地１　コーポＳすずきＢ―204
債務者　野坂真紀子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１２８４号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室4387番地４　サンハウス105
債務者　増田　二郎
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２８５号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室4387番地４　サンハウス105
債務者　増田アコこと　マスダ　バージニア　アコスタ
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３７１号
さいたま市南区松本１丁目10番17号
債務者　古川　茂男
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１７号
埼玉県蕨市南町２―19―20、住民票上の住所埼玉県戸田市川岸２丁目１番23―101号
債務者　高橋とし子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５１号
埼玉県上尾市大字大谷本郷986番地１　ハイツ小川Ｂ―203
債務者　磯崎　俊久
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４９２号
埼玉県川口市芝西２丁目３番19号　タウンハイツ２号棟203号
債務者　青田　芳春（旧姓曽根田）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５１０号
埼玉県川口市大字安行原83番地の１　市営安行原住宅Ａ棟401号
債務者　関　千恵子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１２１号
さいたま市岩槻区仲町２丁目４番31号　リベルテ405
債務者　桶川　功司
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１２２号
さいたま市岩槻区仲町２丁目４番31号　リベルテ405
債務者　桶川　玲子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７０号
さいたま市見沼区東大宮２丁目49番地５
債務者　坂口明日香
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３３３号
埼玉県幸手市大字長間297番地
債務者　倉持　敏勝
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５０６号
さいたま市北区吉野町２丁目179番地１
債務者　後藤　弘幸
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３９２号
長崎県長崎市中里町421番地１　フローラ中里106、旧住所長崎県長崎市魚の町２番18号セントヴィレ901号
債務者　上田　瑞穂
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係